



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

所長  
コラム

P1

## どこまでやるの？ Google さん

インターネットの Google サイトを開いて自分の名を打ち込んで検索をかけると、なんと頼みもしないのにあらゆる情報が見出しとなってワンさと飛び込んできます。ビジネスのPRの記事なら無料で掲載されたと思えばまだよいとして、アルバム1冊分は優に超える画像が特集されていて、自分の写っている写真ならともかく所属しているクラブや同窓会やら、少しでもつながりがあれば何でもありのさながらアルバムの如く張り付けられており、中には本人が知らないものや同業の顔や所属クラブの会長の顔写真があったりして訳が分からないのです。

次に出てくるのは業界での総合ランキングが何位などという項目があって根拠も何も示されていないので無視。余計なことをするなと言いたくなります。

次は高校とか大学関係の同窓会の記事が多い。これにはホームページから来たであろう記事が多く出てくるので、止むを得ないと言えようか。

厄介なのは同姓同名の方の関連項目が混入していることで、他人から見れば区別がつかないであろうから、好ましくない内容のものがあれば大いに迷惑なことではあります。同姓同名のことなら Google サイトで検索をかけると全国で7名あり、そのうち兵庫県に2件ありその2件は姫路市で、現にとある病院の窓口で呼び出しを受けて同姓同名の人が身近(事務所から500㍍)にいたことが偶然に分かっていたことで、つい最近その方の関係で業務受託が発生したのも偶然のご縁でありました。

それから余計なことにご丁寧にも姓名判断を無料でやってくれているのです。それによると姓名の画数判断で総合「吉」とありました。悪い結果ではないので別にどうということはないのですが、因みに最近大学時代の親友が亡くなり参葬したばかりでしたが、彼の姓名を入力してみたらよい結果ではなかったので複雑な気持ちになりました。

また Google サイトで住所を番地まで打ち込むと、その当該番地に矢印が打たれた地図が出て地図をクリックすると画面にストリートビューと説明のついた写真が出るのでそれをクリックするとまさにその地番の上の物件の正面図が現われ、その道路上をドラッグ(カーソル左を抑えたまま移動させる)すると360度展望できるし、地面の矢印を先へ送っていけばその止めた地点での画面に展開してどこにでも(極端に言えば日本中、いや世界中に画面を引き寄せる)行くことができるようになっています。いつの間に、どのようにして世界中のストリートビューを取り集めたのか、途方もない作業と素人には思えるのですが、余程暇があるか、コンピュータ知識が詳しいかでなければ理解がつかぬことで、いずれその他のことは次回に譲ります。



## 遺言の種類



P2

今回は故人の意思を尊重できる遺言書について書かせていただきます。遺言には普通方式遺言や特別方式遺言があります。

特別方式遺言とは病院で隔離された状態や死期が差し迫った状態などに作成されるものであり、作成日後6か月経過した時点において生存している場合には無効となるものです。

普通方式遺言には公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言の三種類があります。

公正証書遺言は公証人役場で作成し、保管してもらう遺言であり、遺言に記載される財産の金額に応じて手数料がかかります。作成には公証人、遺言者に加え証人2人の立ち会いが必要となります。この場合の遺言書の原本は役場に保管され、遺言者の死亡まで他人の目に触れることはありません。また、家庭裁判所の検認は必要ありません。

秘密証書遺言は遺言書を各人で作成しますが、記載内容などを秘密にし、遺言の存在を明らかにさせるために公証人役場にて保管してもらうものです。公証人は内容を確認することができないため、遺言書の内容に不備等がある場合は紛争の種になったり、無効となってしまう危険性があります。家庭裁判所に届け出て検認の手続きを受けなければなりません。

自筆証書遺言は各人が全文自筆で作成（パソコンやタイプライターによるものは無効）し、各人で保管するものです。容易に作成できて内容の変更も可能ですが、遺言書の内容に不備などがある場合には、遺言書とみなされないことがあります。また、その遺言書の存在が発見されないままになってしまう可能性もあります。秘密証書遺言と同じく家庭裁判所に届け出て検認の手続きが必要となります。

家族間で不要な争いを避けるために財産の承継方法に関して検討されてみてはいかがでしょうか。

（記事担当：姫路相続相談センター松浦）



## 役員の任期、ご確認下さい！

平成18年5月の会社法施行に伴い、株式を公開していない、いわゆる譲渡制限株式会社の取締役及び監査役の任期は、定款変更によって最長10年まで延長することができるようになりました。

それ以前の商法時代には、非公開会社を含む全ての株式会社の任期は一律に、取締役2年、監査役4年と定められており、少なくとも2年に一度は役員改選があり、隔年の定例業務として役員変更の登記手続きを行っていたこととなります。任期が10年となることにより、改選頻度が減り、登記コストが削減された一方、期間が長すぎるにより改選手続きを失念してしまうケースが懸念されます。（次P続く）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



(前Pより続き)

P3

平成18年5月の会社法施行時点で役員であった者については、当初の任期満了日まで  
に任期伸長の手続きを行えば、選任後10年以内の範囲で任期伸長が可能となっていました。つまり、  
平成18年に任期満了を迎える(はずであった)取締役は当初の任期が2年であるため、その就任日は  
平成16年であり、その10年後は平成26年となります。

従って、当年中に10年の任期満了を迎える会社が存在する可能性があるということになります。定款  
に定める正規の改選時期に役員変更が行なわれず、期限後で登記申請した場合、「選任懈怠」として法務  
局から連絡を受けた地方裁判所より過料が科せられる場合があります。この機会に取締役・監査役の任期  
を確認してみたいはいかがでしょうか。



急増中!

## ネットバンクの不正送金



インターネットバンキングのIDとパスワードが盗まれ、口座から現金が不正に送金される被害が  
2014年上半期(1~6月)で約18億5,200万円となり過去最悪を更新しています。

また、1件当たりの被害額は約109万円(13年下半期)から約148万円と約1.3倍になり、  
「取引金額が大きい法人口座が狙い撃ちされている可能性が高い」と警察庁が発表していますが、皆様の  
会社では、何か対策はされていますか??

金融機関では、振込などの取引ごとに使い捨てのパスワードを発行する「ワンタイムパスワード」の  
導入が広がっています。「トークン」というキーホルダーのような小型の機器で、パスワードを生成させ、  
そこで表示された6桁の数字を入力。振り込みなどに必要なパスワードが取引の度更新される仕組みで、  
仮に暗証番号が盗まれたとしても、その後の取引からは被害に遭いにくくするという方法です。それでも  
5月にはワンタイムパスワードを利用した取引でも不正送金の被害が出ている現状もあります。

また、個人については原則、過失がなければ全額補償する一方、被害に遭った法人に対しては、法人が  
一定のセキュリティー対策を講じていたことを前提に賠償する方針を示したものの、肝心の補償額の上限  
に関しては、各行間に差があるので、改めて取引条件を確認する必要があるようです。

いずれにしても、金融機関が求める対策を講じておかなければ、法人被害は補償されないのが現状です。  
不正送金によって会社の経営に大打撃を与えない為に、

- 継続的にアップデートを行い、OSやソフトウェアを最新の状態にする。
- ウイルス対策ソフトによりウイルスを駆除する。
- 不審な入力画面などが表示された場合は、個人情報を入力せず金融機関等に連絡する。

など複合策を取る事をお勧めします。(2014/9/4 日本経済新聞 電子版より 記事担当: 友井)

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない  
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL

FAX 079-288-0997  
FAX